

木曾広域連合職員の懲戒に関する条例

〔平成 11 年 4 月 1 日〕
条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 2 項の規定により、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手續)

第 2 条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付しなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 6 か月以下の期間給料の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 6 か月以下とする。

2 停職者は、停職の期間中もその職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中はいかなる給与も支給されない。

(刑事裁判との関係)

第 5 条 懲戒に付せられるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、必要があるときは、同一事件にて懲戒することができる。

(委任規定)

第 6 条 この条例の実施に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。